

～ 賃貸住宅所有者や空き家所有者の皆様へ ～

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)の登録制度

※平成30年7月10日から登録手続きが簡素化されました。
※平成30年10月2日から登録手数料を引き下げました。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（通称「住宅セーフティネット法」）が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が創設されました。

平成29年10月25日から、広島市において登録を受け付けています。

住宅確保要配慮者とは

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する方々を指します。



セーフティネット住宅の登録について

広島市内にある一定の基準を満たす賃貸住宅について、賃貸人の方はセーフティネット住宅として広島市に登録することができます。

登録は、例えばアパートの1戸単位から登録可能です。また、例えば入居を拒まない住宅確保要配慮者を高齢者のみに限定して登録をすることも可能です。

登録後は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として管理していただくこととなりますが、一般の入居希望者にご入居いただいても構いません。

登録手続きは、以下のHPから電子申請により受け付けています。

👉 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

手続きについては、広島市HP (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1511928241641/index.html>) をご覧いただくか、下記の登録受付窓口までお問い合わせください。



主な登録基準について

- ①住戸の床面積が原則 25m² 以上であること
- ②耐震性を有すること
- ③消防法、建築基準法に違反しないものであること 等

改修費補助について

住宅確保要配慮者専用のセーフティネット住宅とする場合、国土交通省による改修費を支援する制度があります。詳しくは、スマートウェルネス住宅等推進事業室（電話 03-6265-4905）にお問い合わせください。

登録受付窓口

広島市都市整備局住宅部住宅政策課 電話 082-504-2292